

【件名】

市・県民税（特別徴収）について

【内容】

掲題の件、現金払いで窓口に行かなければならず、仕事が滞ります。

是非、銀行振込・引落・ペイジーの対応を考えて頂きたく、お願い申し上げます。

【回答】

事業者様へお知らせした毎月ご納付いただく市・県民税（特別徴収）の税額は、従業員の方の入社・退職の届出や従業員ご自身からの税申告等があった場合、市において随時税額を変更しています。

金融機関への口座振替を依頼する時点では、特別徴収する税額を確定させておく必要がありますが、上記の入社・退職の届出や税申告等の時期によっては、金融機関への依頼に間に合わず口座振替額に行き違いが生じることから、口座振替を実施しておりません。他の自治体においても同様の取扱いとなっております。

なお、国では現在、地方税における電子納税を推進する動きがあり、市・県民税（特別徴収）についても電子納税が利用できる新たな仕組みづくりについて具体的な検討が始まり、本市でもその動向を注視しながら対応を検討していきたいと考えています。

平成 29 年 9 月 28 日対応／回答